

# 企業の資金調達の多様化が可能に

## ～ 信託法案 ～

法務委員会調査室 ひしぬま せいいち  
菱 沼 誠 一

### 1．背景と経緯

信託とは、委託者が信頼できる受託者に財産権を引き渡し、一定の目的（信託目的）に従い、受益者のために、受託者がその信託財産を管理・処分する制度である。

現行の信託法は、大正 11 年の制定以来、80 年以上にわたり、実質的大改正もなく現在に至っている。しかし、この間、経済活動の多様化に伴って信託制度自体大きく発展し、目的も金融、投資等の商事分野から民事、公益など多岐にわたって、信託利用の金融商品も幅広く定着しており、信託財産総額は 560 兆円（平成 17 年 9 月現在）に達している。同時に、信託法制定当時には想定されていなかった形態の信託の活用を求める声も強い。

このような状況の下、平成 16 年 9 月に設置された法制審議会信託法部会（部会長：能見善久東京大学教授）は、信託法の全面的見直しと現代化のため、同年 10 月より調査・審議を開始、翌 17 年 7 月、審議結果を中間的にとりまとめ、信託法要綱試案を公表した。

同試案及びその補足説明のパブリックコメント手続に対して寄せられた意見も踏まえ、同部会は、翌 18 年 1 月 20 日、「信託法改正要綱案」を決定し、3 月 13 日、第 164 回国会に、「信託法案（閣法第 83 号）」（以下「法案」という。）及び「信託法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案（閣法第 84 号）」（以下「整備法案」という。）が提出された。

### 2．法案の基本的な考え方

法案の基本的な考え方は、主に次の 3 点に分けられる。

#### （1）過度に規制的な規律の見直し、受託者の義務等の内容の適切な要件下での合理化

現行信託法制定時においては、信託の名で高利貸しを行う悪質業者を取り締まる必要性があったため、強行法的な規定が多く設けられていたが、法案では、多様な信託の形態に柔軟に対応できるよう、過度に規制的な規律を見直し、受託者の義務等の内容について、適切な要件の下で合理化を図ることとした。

#### （2）受益者の権利行使の実効性・機動性を高めるための規律の整備

同時に、当事者の私的自治の拡大に対応して、信託という財産法制的信頼性を損なわないよう、受益者の権利行使の実効性・機動性を高めるための規律の整備を図ることとした。

#### （3）多様な信託の利用形態に対応するための制度の整備等

前述のとおり、信託法制定当時には想定されていなかった形態の信託の活用が求められていることから、多様な信託の利用ニーズに対応するため、新たな信託の類型の創設等を図ることとした。

### 3．法案の内容

法案の主な内容は、以下のとおりである。

- ( 1 ) 過度に規制的な規律の見直し、受託者の義務等の内容の適切な要件下での合理化  
ア 受託者の忠実義務に関する規定の合理化

信託における最も重要な義務ながら、現行法上明文規定のない受託者の忠実義務につき一般規定が置かれた(第30条)が、その内容の一層の明確化等を求める意見もある。

- イ 受託者の自己執行義務に関する規定の合理化

現行法上は、やむを得ない場合等に限り、受託者から第三者への信託行為の委託が認められているが、現在の分業化社会に対応するため、信託行為に定めのない場合でも、一定の制限の下、信託事務の処理を第三者に委託することを許容した(第35条)。

- ( 2 ) 受益者の権利行使の実効性・機動性を高めるための規律の整備

受益者の権利行使の実効性・機動性を高めるための規律として以下のような規定が置かれた。

- ア 受託者が忠実義務に反して利益を取得した場合は、信託財産が当該利益と同額の損失を被ったと推定する(第44条第3項)旨規定された。特許法第102条第2項と同様、逸失利益の立証の容易化を図る趣旨である。

- イ 信託事務の適正処理の確保のため、受益者に対する情報開示を現行法以上に合理的・実効的なものにすることが望ましいことから、受託者に対して、(a)信託財産に関する情報の受益者への定期的な提供義務、(b)信託財産の種別に応じた書類の作成義務、(c)信託に関する書類の保存義務等に関する規定が整備された(第36条~)。

- ウ 損失填補等の請求に加えて、受託者の任務違反行為の差止請求の制度が創設された(第44条~)。

- エ 受益者の多数決による意思決定の許容、受益者集会制度等の規定が置かれた(第106条~)。

- オ 現行の信託管理人に加え、受益者が高齢者等である場合にも対応できるよう、受益者に代わって受託者を監視・監督する信託監督人の制度(第129条~)や、受益者が多数あるいは変動する者である場合にも対応できるよう、受益者に代わって権利を行使する受益者代理人の制度が創設された(第138条~)。

- ( 3 ) 多様な信託の利用形態に対応するための制度の整備等

以下のような、新たな信託の類型を創設するなど制度の整備を行った。

- ア 自己信託(信託宣言)

信託の方法としては、これまでは契約による方法と遺言による方法とが認められていたが、法案では、これらに加えて、委託者自ら受託者となる自己信託を認めることにより、債権者の変更なく債権の流動化が図られることや、会社が自らの事業部門を自己信託することにより当該事業部門を維持しつつその収益力をもとに資金調達を図れること、身体障害・知的障害を抱える者の生活をサポートするために予め特定の財産を自己信託し、自己の経済的な破綻等に備えておくことなどが可能になること等から、自己信託が許容された(第3条第3号)。

その一方で、債権者詐害目的での自己信託の利用を防止するため、公正証書や確定日

付ある通知を効力発生要件とした（第4条第3項）。また、自己信託がされた場合、委託者の債権者は詐害行為取消訴訟を提起することなく、直ちに信託財産に対して強制執行等をなし得る（第11条）等の規定が置かれた。

しかしながら、自己信託に関しては、信託財産と他の財産との分別が曖昧となるおそれがあること、欧米では商事目的での自己信託の活用例はないこと等の指摘があり、さらに、ライブドア事件等を契機として、自己信託利用の財産隠匿や課税逃れ等を懸念する声もあったため、自己信託については、施行を1年間先送りすることとした（附則第2条）。

#### イ 受益証券信託

受益権の有価証券化は、現在のところ、投資信託や貸付信託に限定して許容されているが、このニーズはこれらにとどまるものではないことから、受益権の有価証券化を一般的に許容することとして、受益権の流通性の強化を図ることとした（第185条～）。

#### ウ 限定責任信託

信託事務に関する取引から生じた債務について、受託者が無限責任を負うという原則は、受託者にとって大きな負担であるとの声の実務界にあったことから、その責任が信託財産に限定される限定責任信託の制度が創設された。これにより、デリバティブ取引等、受託者の自由度がより高められることになった。他方、信託債権者保護のため、限定責任信託であることの公示義務、帳簿等の作成等の特例などに関する規定が整備された（第216条～）。

#### エ 受益者の定めのない信託（目的信託）

現行法上、受益者の定めのない信託は、公益を目的として設定される選択に限定して認められているが、厳密には公益目的でない社会活動（例えば、特定の研究のために自らの出身校へ財産を信託するなど）の受け皿としての信託の利用を求める声があったことから、これを公的目的以外の目的でも許容することとした（第258条～）。

ただし、長期間の財の流通固定の弊害防止のため、目的信託の有効期間を20年間に限ることとした（第259条）。また、目的信託の乱用防止のため、その利用を、当分の間、受託者を政令で定める法人に限定して認めることとされた（附則第3条）。

#### オ その他

信託の契約等において、信託前に生じた受託者に対する債権であって当該債権に係る債務を信託財産を引当てとする債務とする旨の定めがあるものについては、信託財産が引当てとなることが明記された（第21条）。これに対しては、積極財産の信託とを組み合わせることで、（現在のように債務引受の手続を採ることなく、信託設定当初から）事業自体の信託と同様の状態を生じさせることが可能となり、リスクの高い新規事業により取り組みやすくなるとの評価もある。

また、担保権の信託（セキュリティ・トラスト）が明文で許容された。これについては、担保権の一元的管理によるコスト削減のための有力なスキームになりうるとされている。

さらに、いわゆる跡継ぎ遺贈型の受益者連続の信託（ある受益者の死亡時に別の受益者が新たに受益権を取得し、その受益者の死亡時に別の受益者が新たに受益権を取得す

る定めが設けられているもの（第90条）についても規定が整備された。生存配偶者等の生活保障や個人企業における後継者確保の有効手段としてのニーズに対応したものといえる。ただし、これについては、財の固定化防止及び相続法理等も考慮して、信託がされた時から30年を経過した時以後に現に存する受益者が受益権を取得した場合であって当該受益者が死亡するまで又は当該受益権が消滅するまでの間に限り有効とされている（第91条）。

#### （4）その他の改正

##### ア 識別不能と共有擬制及び強制執行等

信託に関するルールの明確化の観点から、信託財産に属する財産と受託者の固有財産に属する財産の識別が不能となった場合は、識別不能となった当時の価格の割合に応じて共有になると擬制する（第18条）こととされた。これにより、債権者からの差押えに対し、受益者は、信託財産に属する共有持分権に基づき、第三者異議の訴え（第23条第5項）により、差押えを排除することができる。

##### イ 受益債権と信託債権の優先劣後関係

受益債権と信託債権の優劣については現行法上規定がなく学説も分かれているが、信託財産の破産（第163条第7号）等において、優先劣後関係が問題になり得ることから、受益債権が信託債権に劣後する旨規定した（第101条）。また、明文規定のなかった破産との関係についても、信託財産は破産財団に属さない旨が明定された（第25条）。

##### ウ 信託の併合・分割

会社の合併や分割に相当する信託の併合や分割については、社会的なニーズにもかかわらず、現行法上その規定が置かれていない。そこで、法案は、その手続を明確化し、関係当事者間の適切な利害関係調整を図るために規定を整備した（第151条～）。

#### 4．今後の課題の改正

信託法の改正に併せ、関係法律も整備法案の中で改正が行われた。特に、証券業を営む業者に対する規制に関しては、（ア）新しい信託類型に対し、通常の信託同様の参入規制を適用した上で、信託類型に応じて説明義務等を課す、（イ）法案では軽減可能とされた善管注意義務等につき、信託業法は現行通り善管注意義務等を課す、等とされている。

今回の改正は、極めて概括的にいうと、基本的に、信託法の強行規定を任意法規化し、必要な規制は、信託業法等関係法律で行おうとするものであるが、受託者の注意義務の緩和に対する懸念や福祉型信託等への一層の配慮を求める声もある。今後は、これら各法律の適切な運用等により、受益者保護の実効性を確保することが何よりも重要となろう。

#### 【参考文献】

別冊NBL No104 『信託法改正要綱試案と概説』株式会社商事法務、2005年8月  
金融法務事情 No1764 『信託法改正要綱の概要』金融財政事情研究会、2006年3月